

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年5月27日

【会社名】 トーセイ株式会社

【英訳名】 TOSEI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山口 誠一郎

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目2番3号

【電話番号】 03(3435)2865

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 平野 昇

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目2番3号

【電話番号】 03(3435)2865

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 平野 昇

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2019年4月25日付をもって、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出した新株予約権の発行に関する臨時報告書の記載事項のうち、「発行数」「発行価格」「発行価額の総額」「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額（出資される財産の価額）」「新株予約権の取得勧誘の相手方の人数及びその内訳」が確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

訂正箇所は下線を付して示しています。

(2) 発行数

(訂正前)

7,475個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(訂正後)

7,250個

(3) 発行価格

(訂正前)

当社の取締役

各新株予約権の払込金額は、下記(14)に定める新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した金額を基準として、当社取締役会で定める額とする。

<後略>

(訂正後)

当社の取締役

募集新株予約権1個当たり 11,400円(1株当たり114円)

<後略>

(4) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

当社の取締役

10,203,000円

当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役

0円

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額（出資される財産の価額）

(訂正前)

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)又は割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれが高い金額とする。

(訂正後)

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額に付与株式数を乗じた金額とし、100,600円(1株あたりの行使価額は

1,006円)とする。

(11) 新株予約権の取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

当社従業員	<u>272名</u>	<u>5,800個</u>
-------	-------------	---------------

(訂正後)

当社従業員	<u>264名</u>	<u>5,575個</u>
-------	-------------	---------------